

第5章 実施計画（概要）

前述の基本方針に基づき、短期的（喫緊）に取り組むべき具体的な施策・事業として、既に実施・継続中のものを含め、実施計画として以下のテーマ別に今後の方針を記します。

1. 健康寿命の延伸に向けた生活習慣の改善と社会環境の整備
【健康さざ21（健康増進計画・食育推進計画）（第3次）】
2. ひとりひとりに寄り添う「生きることへの包括的な支援」
【第2期自殺対策計画】
3. みんなが安心して生活できる地域づくり
【第3期障害者計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画】
4. 住み慣れた地域における自分が望む暮らしの実現
【高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画】
5. 誰もが本人らしい生活を送るための体制整備
【第2期成年後見制度利用促進基本計画】

上記5テーマに関する詳細は、背景となる実績・評価を含め、P83～の実施計画（詳細）として整理しています。

1. 健康寿命の延伸に向けた生活習慣の改善と社会環境の整備

健康寿命の延伸は、保健・福祉制度の持続可能性という点で、くらしの安心に直結しています。

平成 27 年に策定した「健康さざ（第 2 次）」の検証で明らかとなった、生活習慣の改善、特に食生活に関する目標水準の未達成部分は、現計画においても各施策・事業を引き継ぎ取り組むべきものですが、本町の人口動態の特徴である、現在の親世代とその子ども達が運動習慣や食生活改善をリードする先導的な事業に重点的に取り組みます。

国・県の健康増進計画の中でも重点を置く方向性として示されている「自然に健康になれるまちづくり」については、「自然に健康になるまちづくり」として、各人がより能動的・積極的に健康づくりに取り組む姿勢を表明します。

同じく「社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上」については、SDGs のスローガンである『誰一人取り残さない社会』を目指し、「多様性を喜んで受け入れる‘やさしい’まちづくり」と「‘ひとりひとりに寄り添う’佐々モデルの更なる展開」を推進することで対応します。

「誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備」は、直接的には「自然に健康になるまちづくり」が対応しますが、国・県が直近では、ICT 技術の発展やデータヘルス改革の進展、スマートフォンやウェアラブル端末¹⁶の普及を背景とした、健診・検診等のデータ標準化や民間事業者による PHR サービスの広まりなど、健康づくり分野における最新のテクノロジー活用の動きを重視していることから、その基盤となる住民の健康管理・指導に役立つデータの収集・管理等に係る持続可能な方法・体制の検討を念頭に、「持続可能な体制・取り組みに向けた官民連携」で対応します。

個人の健康は地域や職場、学校、家庭などの社会環境が大きく影響するため、健診の受診率向上や、食・運動・こころなど生活習慣の改善に町全体で取り組みます。

¹⁶ ウェアラブル端末：パソコンやスマートフォンと異なり、時計のように腕に着ける情報端末のこと。

① 栄養と食生活～食を通じて健康な身体と食の大切さを知る～

- ・ 健診時の尿中塩分量測定
- ・ 減塩食品の普及
- ・ 朝食の大切さの普及と子どもの肥満の減少
- ・ 地場産物を活用した給食や食品ロスの削減
- ・ 農業体験や共食の機会の提供
- ・ みんな食堂への展開と共食の普及
- ・ 商工会や職域と連携し、野菜レシピ開発と普及
- ・ アプリ等を活用した食を学ぶ機会の提供
- ・ 保育所、幼稚園、学校との連携を強め食育推進

② 身体活動と運動～みんなで身体を動かそう～

- ・ ウォーキングコースの提案やリハビリ室の周知
- ・ 「歩こーで！（ながさき健康づくりアプリ）」の普及
- ・ スポーツ推進員との連携とスポゴミの実施
- ・ スポーツと文化活動を通じた健康づくり
- ・ 町内施設を活用した多世代で楽しめる運動機会の提供
- ・ 広報誌やホームページを活用し、運動や体力づくりについての実践方法の周知

③ 健(検)診による健康づくりと生活習慣病予防

- ＜健(検)診＞
 - ・ 受診の必要性の周知と受診率の向上
 - ・ 健診予約のWEBシステム導入
 - ・ 心疾患の早期発見のための心電図検査の導入
 - ・ 健診時の尿蛋白定量検査の実施
 - ・ 30代の乳腺エコーの補助等による受診率向上
 - ・ 骨粗鬆症検診受診率向上
 - ・ 数値改善による健康ポイントの付与
- ＜疾患予防＞
 - ・ 筋骨格系の知識向上
 - ・ かかりつけ医との連携による重症化予防対策
 - ・ CKD（慢性腎臓病）の周知
 - ・ フレイル予防のためBMI値20以下の者の減少
 - ・ ロコモティブシンドロームの普及・啓発
- ＜その他＞
 - ・ 女性向けのイベントや講演会の実施

④ たばこ～喫煙によるリスクの幅広い周知～

- ・ 母子健康手帳交付、乳幼児健診時の受動喫煙のリスクの周知
- ・ 禁煙希望者への支援（保健指導時）
- ・ C O P D（慢性閉塞性肺疾患）の知識の普及
- ・ 小中高生へ向けた喫煙による健康被害の教育
- ・ 健診時の禁煙啓発

⑤ アルコール～飲酒によるリスクの周知～

- ・ 適正飲酒量の普及
- ・ 中高生への健康講話による未成年者の飲酒予防
- ・ 血清 A I b 検査の導入による肝機能異常の早期発見
- ・ 妊産婦の飲酒が胎児、乳児へ与える影響の周知

⑥ 歯と口腔の健康～歯は一生のパートナー～

- ・ 乳幼児へのフッ化物塗布の継続実施
- ・ 乳幼児歯科検診時における保護者の歯科受診
- ・ 児童生徒へのフッ化物洗口の継続実施
- ・ 職業イベントでの歯科お仕事体験
- ・ 若い世代への啓発を新成人へ実施
- ・ 住民健診時の歯周疾患検診の拡充
- ・ かかりつけ歯科医による定期管理と検診
- ・ 広報誌への口腔の健康に関する情報提供
- ・ 高齢期における口腔ケアとオーラルフレイルの予防

2. ひとりひとりに寄り添う「生きることへの包括的な支援」

本町において自殺対策を考える際まず、国や県と比較し対人口当たりの自殺者の数が多い事実を踏まえ、ライフステージの中で直面する問題に対し、いかに相談・解決に導いていくか、孤独・孤立を防ぎ、どうつなげていくのか、自殺対策は、保健・医療・福祉・教育・労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません。我が国の自殺対策は、全ての人がかげがえのない個人として尊重される社会の構築を目標としています。

一人ひとり、人生のライフステージの中で直面する問題は異なり、「生きづらさ」として心身の健康状態や生活そのものに影響します。日頃から、自らの「こころの健康」を見つめ直し、問題が発生したときに、一人ひとりに寄り添う「生きることの包括的な支援」に取り組みます。

① 地域・関係機関・役場組織内におけるネットワークの強化

- ・ 自殺対策協議会における現状や取組などの情報共有ならびに自殺対策の推進
- ・ 高齢・障がい地域支援会議における医療・介護・障がい・福祉事業所等への普及啓発、連携
- ・ 関係機関との定期的な情報交換や協議、支援の在り方や課題解決に向けた検討
- ・ 地域ネットワーク情報交換会等における情報共有、見守り体制の充実

② 支える人材の育成

- ・ ゲートキーパー¹⁷養成講座の実施、「こころの不調」のサインに気づき、寄り添い、支援につなぐ人材の育成
- ・ ひきこもり、不登校、依存症など、「生きづらさ」を抱える人を支援する関係機関への研修会の開催
- ・ こころの健康づくり講演会の実施、身近な人を身近な支援へつなぐきっかけづくり

¹⁷ ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき対応する（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ見守る）人のこと。

③ 地域・関係機関・住民への啓発

- ・ 9月自殺予防対策週間、3月自殺対策強化月間の啓発
- ・ 住民健診でのこころ健康に関する啓発（啓発媒体配布）
- ・ 不登校・ひきこもり、依存症、生活困窮支援など「生きづらさ」に着目した相談窓口の啓発

④ 生きることへの促進要因の支援（世代別支援）

■全世代向け支援

- ・ 従来からある「なんでも相談」を相談の場として啓発、ひきこもりや依存症などの相談対応の実施
- ・ 不登校・ひきこもり・依存症などの課題について、本人・家族に寄り添う、支援体制の整備

■子ども・若者向け支援

- ・ 子ども・保護者を対象にした「いのち」の大切さ、依存症に関する知識の習得、相談先の普及
- ・ 学校への専門職派遣・SOSの出し方に関する教育の推進
- ・ 不登校・ひきこもり・依存症など、本人・家族がもつ困りごとに寄り添い、関係機関と連携した支援
- ・ 産後うつ質問票を活用した、早期発見・継続的支援の充実

■働き盛り世代向け支援

- ・ 商工会など職域に対し、相談先の周知や自殺対策に係る普及啓発
- ・ 職域との連携会議を実施し、自殺ハイリスク者の早期発見、支援方針の検討

■高齢者向け支援

- ・ 地区担当制と連動した高齢者の個別支援の実施
- ・ 高齢者の孤独・孤立対策として、活躍の場・通いの場への参加支援の推進

■生活困窮者への支援

- ・ 生活困窮世帯への個別支援、生活困窮者自立支援事業と連携した支援体制の推進
- ・ 関係課と連携した町税等の納付困難者への個別支援、必要な制度への紹介

3. みんなが安心して生活できる地域づくり

本町の障害者計画では、これまで「障がいのあるなしにかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、自分らしい生活が送れ、互いに思いやり支え合う共生社会の実現」を基本理念とし、「みんなといっしょに自分らしく暮らせるまち」、「差別のない安心して暮らせるまち」を基本原則としていました。

平成30年(2018年)に閣議決定された、国の障害者基本計画(第4次)を踏まえ、平成31年(2019年)には、長崎県によって「長崎県障害者基本計画(第4次)」が策定されました。いずれも、前計画の基本理念を踏襲しながらも、「インクルージョン¹⁸」を推進する観点から、障がい者を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体として捉えることで、社会参加を通じて障がい者の自立に繋げるべきことが、より一層明確に記されたところです。

障がい者が経験する困難や制限は、障がい者個人の障がいと社会的な要因の双方に起因します。本町においても、偏見や差別等の社会的障壁を感じている障がい者の方から、アンケートを通じて意見が投げかけられました。社会的障壁の除去にあたっては、さらに障がい者の政策形成への参加を確保し、意見を施策に反映させることが必要です。地域共生社会の実現に向けて、障がいがあっても、本人・家族が安心して生活できる環境整備に取り組みます。

① 施設入所者等の地域への移行

- ・ 専門職の配置、基幹相談支援センターとしての相談機能の充実
- ・ 県北保健所と連携した病院や施設からの地域移行の促進に係る普及啓発
- ・ 地域移行支援部会の実施、継続的支援の実施

② 「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」の推進

- ・ 精神保健に係る相談窓口の周知
- ・ 長期入所、長期入院患者の地域移行に向けた検討会の開催
- ・ 当事者の会、家族会活動の推進、「さざまる市場」等の活動・活躍の場の推進
- ・ 年代属性を問わない継続的支援、関係機関との連携
- ・ 生活支援サービスの充実
- ・ 地域移行支援部会（地域移行の検討会）の開催

¹⁸ インクルージョン：障がいがある人も地域で暮らし、地域の市民と共に生きる社会。

③ 地域生活支援の充実

- ・ 地区担当制と連動した相談支援、専門機関との連携
- ・ グループホーム入居など体験の機会づくりの推進
- ・ 「さざまる市場」における体験・活動の機会づくりの推進
- ・ 近隣市町との連携による緊急時受入れ先の確保
- ・ 自立支援協議会の実施、地域課題の解決に向けた検討

④ 障害福祉サービスの充実と適正利用

- ・ 障害福祉サービス利用状況の確認と提案
- ・ 高齢者など障害福祉サービス終了後の社会参加の促進
- ・ 公共職業安定所、若者サポートステーションなど関係機関と連携した一般就労・障がい者雇用支援

⑤ 障がい児支援提供体制の整備

- ・ 相談窓口「子育て世代支援センター」の周知
- ・ 発達専門相談利用の促し、相談後の個別支援を実施、個別支援体制の検討
- ・ 医療的ケア児支援体制の構築について協議
- ・ 児童発達支援センターの設置に向けた課題の整理、設置に向けた検討

⑥ 相談支援体制の充実・強化

- ・ 基幹相談支援センターの設置、相談支援に関する専門職の配置
- ・ 個別ケース会議の開催、研修会の実施
- ・ 関係機関と連携した地域移行の推進
- ・ 本人の判断能力に応じた権利擁護支援の実施
- ・ 障がい者虐待防止の啓発、関係機関と連携した虐待の早期対応、継続的支援の充実

4. 住み慣れた地域における自分が望む暮らしの実現

「団塊の世代」が後期高齢者となり、要介護認定者が大幅に増加することが予測される一方、介護保険制度を第2号被保険者及びサービスの担い手として支える現役世代は、中長期的に減少傾向が避けられません。その前に、介護職の現場では既に深刻な人手不足から、サービス水準や事業の維持・継続さえ危ぶまれる状態が続いており、佐々町においても同様です。

また、地球温暖化による気候変動を背景に、健康に留まらず生命の危険ある猛暑や災害の激甚化、新型コロナウイルス感染症拡大によって明らかとなった健康リスクの増大と対策強化の必要性、物価高騰・医療費負担増等による可処分所得の減少等、暮らしを取り巻く困難や不安は増大しています。

このような現下の環境変化を含め、健康・安心に暮らし続けるためには、これまで以上に、本町が取り組んできた地域包括ケアシステムをはじめとする施策を推進するとともに、地域とのつながりをさらに強化し、地域の住民の方や関係機関等とより連携しながら各種施策を推進していくことが求められています。佐々町に住む皆さんが、住み慣れた地域で自分らしく生活を送ることを目指し、地域住民や関係機関と連携しながら引き続き官民共同による取組みを推進します。

① 自分が望む暮らしの実現

■心身の健康づくり、介護予防

- ・ 地域における介護予防活動への継続的な支援
- ・ 健康寿命の延伸を目指した、健康増進事業と介護予防の一体的な実施
- ・ 生きがいを持ち活躍できる居場所づくり

■日常生活を支える生活支援体制の構築

- ・ 高齢者の状況に応じた生活支援
- ・ 住環境の把握と課題に応じた支援

■在宅医療・介護連携の推進と健康づくり

- ・ 医療・介護関係者との連携体制の強化
- ・ 医療・介護等に係るデータの連動と分析
- ・ ACP（アドバンス・ケア・プランニング：人生会議）の普及・啓発
- ・ エンディングノートの活用と合わせた、看取りに関する普及・啓発（講演会、座談会等の開催）
- ・ 緊急時の医療情報のスムーズな提供体制の構築

② 誰もが暮らしやすい地域づくり

■「お互い様」で見守り合う地域づくり

- ・ 地区担当制と地域ネットワーク情報交換会の連携
- ・ 避難行動要支援者・要配慮者の把握と個別 計画の作成
- ・ 地域における見守り体制の強化

■福祉の心を学ぶことができる体制づくり

- ・ 認知症施策と連動した、多世代へ対する福祉に関する普及・啓発
- ・ ボランティア養成講座の開催

■介護人材不足の解消を目指した体制づくり

- ・ 高齢者の生きがい創出と、介護の現場の支援
- ・ 就労したい高齢者と、人材不足の介護の現場のマッチング
- ・ 介護の現場の負担や悩みの解消を目指した、専門職の介入支援（介護サービス相談員の派遣）

③ 安心して暮らすことができる体制づくり

■認知症とともに生きていく地域づくり

- ・ 多世代へ対する認知症に関する情報の普及・啓発
- ・ 認知症当事者と家族を支える体制づくり
- ・ もしもの行方不明発生時に備えた、日頃からの見守り体制や事案発生時の捜索体制の強化

■見守り体制の強化

- ・ 地区担当制によるアウトリーチ支援
- ・ 避難行動要支援者・要配慮者への見守り体制の構築と推進
- ・ 地域ネットワーク情報交換会、地域支援会議、地域ケア会議などを通じた、地域・関係機関との官民協働体制
- ・ 高齢者虐待防止の取組
- ・ 消費者被害の防止

■安心して外出することができ、社会参加できる体制づくり

- ・ 高齢者の状況に応じた就労支援
- ・ ボランティアポイントによる生きがいづくり支援
- ・ 移動・外出への支援の充実
- ・ 団体活動（老人クラブ活動、シルバー人材センター等）の推進

5. 誰もが本人らしい生活を送るための体制整備

成年後見制度では、誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支えあいながら、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができることを目的としています。本計画は、必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築するために、同ネットワークおよび中核機関における、広報機能・相談機能・成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能のそれぞれに関する、段階的・計画的な整備計画を定めるものです。

本町における同制度の認知度や利用度は、依然として高くなく、引き続き広報啓発が必要であるとともに、必要な人がためらわず相談できるような、一人ひとりに寄り添うネットワークの構築を目指します。

判断能力が不十分になっても、その人らしい生活を安心して送るための制度として利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築するとともに、成年後見制度の利用促進機能を担う「中核機関」における、広報機能・相談機能・成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能の体制整備に努めます。

① 権利擁護支援ネットワークの構築

- ・ 高齢・障がい地域支援会議を活用した関係機関への普及啓発
- ・ 複合的な課題に対する個別課題の解決・連携会議の開催
- ・ 成年後見制度利用促進協議会、その他関係機関による権利擁護支援体制整備に係る協議の実施

② 権利擁護支援を担う中核機関の充実

- ・ 住民向け、関係機関向け出前講座、研修会等の開催
- ・ 成年後見制度利用に関する相談機能の充実
- ・ 成年後見人の申立て支援、制度の利用の推進
- ・ 担い手の確保に関する検討会の開催、個別の課題に対する支援方針の検討

③ 本人が自己決定し安心して生活できる意思決定支援

- ・ 本人の「意志」を尊重した、望む生活の実現に向けた検討会議（意思決定支援会議）の開催
- ・ 将来的な自己決定の機会づくりとして、エンディングノートの活用普及啓発

第6章 計画の推進

計画策定後、実際の取り組みを持続可能なものとするために、各施策・事業の進捗をチェックし、目指すべき地域共生社会の実現度（総合的な効果）を定期的に評価し計画自体を見直す PDCA サイクル（Plan,Do,Check,Action）の励行が引き続き重要です。

地域共生推進協議会は計画策定後も、本計画で示された施策・事業の進捗と効果を検証する場とします。地域共生推進協議会の委員は、それぞれが健康・福祉の分野で活動されています。活動の持続可能性や展開、課題を共有し、本計画の重点施策や事業を取りまとめました。地域推進協議会の委員は、何らかの当事者として関わる機会を持つ方々です。分科会において各種事業の計画や実行に関わっていただき、事業の推進を図ります。よって、地域共生推進協議会委員による計画の PDCA は、第三者評価でもあり、自己評価の側面を持ちます。

また、本計画の PDCA サイクルにおいては、地域共生推進協議会における評価を広く住民に開示することが重要です。住民の幅広い参画により、地域住民と共に本計画を推進します。

主要施策・事業への取り組みと工程

	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
地域共生推進協議会（計画のPDCA）	計画の策定 → 検証 → 評価・更新					
‘ひとりひとりに寄り添う’ 佐々モデルのさらなる展開 つなぐBANK 佐々支部の開所～規模・支援対象の拡大 つなぐBANK 運営・協力体制の強化 コミュニティバンク機能の拡充検討	支部開所 → 寄付・取扱量と支援対象の拡大 → 運営体制拡充の検討・専門人材の雇用、協力体制強 → 専門人材の雇用、ふるさと納税寄付金使途化 →					
多様性を喜んで受け入れる ‘やさしい’ まちづくり 関係団体を中心とした情報共有と協力連携 就労継続支援事業所等からの優先調達の促進 啓発とともに特性への配慮に留意したさざまる市場継続 個々人の特性に配慮した運動教室の企画・実施	町の LINE 公式アカウントの活用 → LINE アプリ等 SNS 化 → 役場の率先 → 製品情報の提供・協力の依頼 → 人材確保・研修、事業計画策定、資金調達 イベント試行 → 常設化					
楽しみながら自然に健康になるまちづくり ウォーキングアプリの普及啓発（ダウンロード数増加） 町内協力店増加促進・デジタルマーケティングの推進 健康データの保健指導への活用	1,000ダウンロード → 2,000ダウンロード → 5,000ダウンロード → 長崎大学との連携 → 社会実験の検討・実施 →					
持続可能な体制・取組みに向けた官民連携 個人情報の保護に関する法律施行条例等計画推進に必要な制度見直し	検討の場設置 →					



実施計画（詳細）